

公益社団法人滋賀県看護協会名誉会員の推薦及び殊遇に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という。）定款第5条第1項第2号に定める名誉会員の推薦及び殊遇に関し必要事項を定める。

(被推薦者)

第2条 被推薦者は、本会の会員歴が35年（過去に会員であった者を含む。）以上で、原則として年齢75歳以上の者のうち、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本会（定款変更以前の社団法人滋賀県看護協会を含む。）又は公益社団法人日本看護協会（定款変更以前の社団法人日本看護協会を含む。）の役員又は委員として通算10年以上就任し、かつ協会事業の発展に顕著な功績があった者

(2) 協会及び看護界の発展において、特に顕著な功績があった者

(推薦手続)

第3条 業務執行理事、職能委員長又は地区支部長は、前条各号の一に該当する者を名誉会員に推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、1月末日までに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 名誉会員推薦書（別紙様式1）

(2) 履歴書（別紙様式2）

2 会長は、推薦を受けた被推薦者を理事会の決議により推薦候補者とする。

(承認)

第4条 前条第2項の推薦候補者は、総会において承認を得なければならない。

(登録)

第5条 名誉会員は、名誉会員名簿に登録するとともに名誉会員証を交付する。

(特典)

第6条 名誉会員には定款に定めるもののほか次の特典を付与する。

(1) 行事への参加 ①通常総会への参加

②滋賀県看護学会への参加

③その他理事会が必要と認めた行事への参加

(2) 出版物の贈呈 ①看護協会機関誌

②その他理事会が必要と認めた出版物

(3) 慶弔見舞

(旅費)

第7条 名誉会員が前条の行事に参加するため必要な交通費について、職員等旅費支給規程に定める旅費を支給する。

2 旅費は、参加行事終了後に支給する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、平成 7 年 7 月 1 5 日から施行する。

この規程は、平成 2 5 年 3 月 1 6 日理事会で改正、同年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 7 年 7 月 1 8 日理事会で改正、同年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

名 誉 会 員 推 薦 書

下記の者を名誉会員推薦規程に該当するものと認め推薦いたします。	
滋賀県看護協会 印	
ふりがな 氏 名	明治 大正 年 月 日生 歳 昭和
推薦理由	

(様式2)

履 歴 書

ふりがな 氏 名	明治 大正 年 月 日生 歳 昭和		
現住所 〒 電話番号 ()			
学 歴			
看護業務従事年数		勤務先及び役職	
年 月～ 年 月	年 月	年 月	年 月
年 月～ 年 月	年 月	年 月	年 月
年 月～ 年 月	年 月	年 月	年 月
年 月～ 年 月	年 月	年 月	年 月
年 月～ 年 月	年 月	年 月	年 月
年 月～ 年 月	年 月	年 月	年 月
年 月～ 年 月	年 月	年 月	年 月
年 月～ 年 月	年 月	年 月	年 月
会員歴 年 月～ 年 月		合計 年 月	
日 本 看 護 協 会	年 月～ 年 月	年 月	役員名又は委員名
滋 賀 県 看 護 協 会			

